

投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラムの運営について（案）

フォーラムの運営については、下記のとおり進めることとする。

記

1. フォーラムは、委員 1 2 名以内で組織する。
2. フォーラムに、座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。
3. 座長は、議事運営を行う。
4. 座長に事故があるときは、座長代理が、その職務を代理する。
5. フォーラムは、座長が招集する。
6. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、フォーラムに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
7. このほか、フォーラムの運営に関し必要な事項があれば、随時定める。

以上